

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針 (内部統制システム構築の基本方針)

当社は、会社法第 362 条、会社法施行規則第 100 条の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス・マニュアル等を用い、役員会議等の場において教育を実施し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
 - (2) 取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則、りんぎ規則及び付議基準等に規定される経営上の重要事項について、規程の定めるところに従い適切に意思決定を行う。
 - (3) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業理念を果たすため、「内部統制委員会」を中心とする全社的な組織体制の確立に取り組む。
 - (4) 使用人のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンス・マニュアル等に従って、階層別教育等の場において教育を実施する。
 - (5) コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、社内担当部署を連絡先とする窓口（コンプライアンス・ホットライン、コンプライアンス・ヘルプライン）を通じて、情報の早期把握及び解決を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、定時株主総会議事録、取締役会議事録、りんぎ書、その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報について、社内規程の定めるところに従い、各担当部署において適切に保存・管理させる。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 安全、品質、環境等のリスク及びコンプライアンスについて、各担当部署または全社横断的な各種委員会は、それぞれの機能におけるリスクを把握し、必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行い、損失の極小化を図る。
 - (2) 各担当部署または全社横断的な各種委員会は、リスク管理の機能状況の検証を行うとともに、新たなリスクの判断等の状況に応じてリスク管理体制等の見直しを行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務分掌規程及び役員の組織担当に基づき各取締役の職務を明確化することにより、職務執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該業務分掌を見直す。
 - (2) 中期方針、年度重点方針を基に、部門ごとに方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。各取締役は、年度重点方針達成のために各部門の部門方針、及び効率的な人的資源の分配、権限の分配含むその達成の方法を定める。
5. 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 各担当部署は、企業集団における業務の適正を確保するために、親会社からの「関係会社管理項目」で要求された事項を事前又は事後に報告・連絡するのみならず、必要な事項について、自らの業務に関連する部署との間で、定期及び随時の情報交換を行い、業務の適正性と

適法性を図る。

- (2) 各取締役は、親会社に対し、自らの業務に関連する部署との間で、定期及び随時情報交換を行い、情報共有化を図る。
- (3) 取締役は、親会社の常勤取締役または監査役から質問等を受けた場合は、直ちに調査し回答する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、定期・不定期に監査役（非常勤監査役を含む。以下、同じ）に業務の執行状況を報告する。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、取締役及び使用人は、直ちに調査し回答する。
- (3) 取締役は、監査役に対して、重要な業務の執行状況等を積極的に報告し、監査の実効性向上に努める。
- (4) 当社の取締役及び使用人等は、親会社または当社の窓口に通報し、その保護を受けることができる。

7. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 取締役会と監査役との協議の上、監査役の業務を補助する者として監査役付の設置の決定及び人選を行うものとする。
- (2) 監査役付は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事異動・懲戒については、事前に監査役の同意を得るとともに、その人事評価について監査役は意見を述べることもできるものとする。

8. 監査役が職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき必要な費用の支出を求めた場合、会社法第 388 条の定めに従い対応するものとする。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧ができるものとする。

以上